

1平成22年6月第2回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成22年5月31日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜 田 秀 雄
3番 林 修 三
4番 山 口 孝 弘
5番 小 高 良 則
6番 湯 浅 祐 徳
7番 川 上 雄 次
8番 中 田 眞 司
9番 古 場 正 春
10番 林 政 男
11番 横 田 義 和
12番 鯨 井 眞佐子
13番 加 藤 弘
14番 古 川 宏 史
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 新 宅 雅 子
22番 北 村 新 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健 一
副 市	長	高 橋 一 夫
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	森 田 隆 之
建 設 部	長	糸 久 博 之

+

会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	越 川 みね子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	秋 山 昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
商 工 課 長	麻 生 和 敏
環 境 課 長	中 根 一 訓
クリーンセンター所長	宮 崎 充
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
副 主 幹	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 事	武 藤 佳 人

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成22年5月31日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第11号

提案理由の説明

議案第9号、委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第4 休会の件

+

○議長（北村新司君）

開会に先立ち、長谷川市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（長谷川健一君）

おはようございます。平成２２年度６月定例会に新部課長のご紹介をいたします。

それでは、紹介をいたします。

市民部長の森田隆之でございます。

建設部長の糸久博之でございます。

会計管理者の江澤弘次でございます。

市民部健康管理課長の飯高悦榮でございます。

建設部都市計画課長の山本伸夫でございます。

建設部都市整備課長の金崎正人でございます。

教育委員会学校給食センター所長の石川孝夫でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。今後とも、よろしくお願いいたします。

経済環境部長、並木敏でございますけれども、療養のため、今、休暇をとっておりますので、後ほど事務局からも紹介されると思いますけれども、新部長でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（北村新司君）

本日、平成２２年６月第２回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、議案１１件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成２２年６月第２回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は２１名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

先ほど、長谷川市長よりもお話がございましたけれども、最初に並木経済環境部長が病氣療養中のため、本定例会には出席しておりません。

なお、麻生商工課長、中根環境課長及び宮崎クリーンセンター所長が出席となります。

次に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、５月２４日までに受理した陳情４件、要望１件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から２月から４月予算執行分に係る例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額ほかの決定についての報告５件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第164条第1項の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、全国市議会議長会表彰の伝達を行います。

山本邦男議員、古川宏史議員、加藤弘議員、横田義和議員、それと、私、北村新司です。前へお願いします。

(伝達式)

○議長（北村新司君）

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、加藤弘議員、鯨井眞佐子議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○山本邦男君

おはようございます。きのうの天気とは打って変わって、まさに五月晴れ、素晴らしい天候に恵まれました。今議会、今日の天気のようにさわやかな議会になるように願うところでございます。

早速でございますが、平成22年6月定例会の会期等を協議するため、去る5月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

6月定例会に上程された案件は、議案11件であります。

次に、一般質問の通告が、個人質問13人からありました。

以上の案件を審議するため、6月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から6月17日までの18日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（北村新司君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から6月17日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

会期は18日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第11号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号から議案第 11 号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日ここに平成 22 年 6 月第 2 回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件 5 件、条例の一部改正 3 件、平成 22 年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、一部事務組合等の規約改正に関する協議 2 件、合計 11 議案でございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第 1 号から議案第 5 号までは、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第 1 号、八街市税条例の一部改正及び議案第 2 号、八街市都市計画税条例の一部改正でございます。これは、地方税法の改正に伴い、八街市税条例及び八街市都市計画税条例の関連する部分を改正し、本年 4 月 1 日から施行する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

地方税法の主な改正点でございますが、子ども手当の創設、高校実質無償化に伴う年少扶養控除の廃止等、個人住民税の扶養控除の見直し、新たに介護医療保険料控除を設けるなどの生命保険料控除の改組、新築住宅等に係る固定資産税及び都市計画税を減額する住宅関係特例の一定期間の延長等でございます。

議案第 3 号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正でございます。これは、地方税法の改正に伴い、八街市国民健康保険税条例の一部を改正し、本年 4 月 1 日から施行する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

主な改正点でございますが、非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減制度の創設等でございます。

議案第 4 号は、平成 21 年度八街市一般会計補正予算でございます。これは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金による事業を執行するに当たり、平成 21 年度八街市一般会計予算及び繰越明許費を補正する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第 5 号は、平成 21 年度八街市国民健康保険税特別会計補正予算でございます。これは、一般及び退職被保険者等療養給付費を支出するに当たり、平成 21 年度八街市国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第 6 号は、八街市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、配偶者が常態として子を養育している職員であっても、育児休業等の承認の請求ができることとなったことから、育児休業等の取得に係る関係規定を改めるものでございます。

議案第7号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、人事院規則の運用が一部改正され、3歳に満たない子を養育する職員の超過勤務の制限が新設されたことなどから関係規定を改めるものでございます。

議案第8号は、八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、スポーツプラザテニスコートの夜間照明設置工事が7月末の完成予定でありますので、供用開始に当たり、夜間照明設備の使用料を新たに定めようとするものでございます。

議案第9号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、平成21年度八街市国民健康保険特別会計において、1億6千513万7千円の収支不足が生じる見込みとなったことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成22年度予算の歳入を平成21年度の収支不足に繰り上げて充用するため、補正するものでございます。

議案第10号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号は、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、議案第10号と同様、印旛村及び本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同約の一部改正について、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

なお、議案ではございませんが、平成21年度繰越明許費及び事故繰越しにつきましては、議案と一緒にご配りしてございます繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第9号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○右山正美君

それでは、伺いたいと思います。

まず、この収支不足の主な原因として、保険料の収納の低下によるものと、そういうふう
にうたっているわけであります。現在、過年度分も含めると45パーセントという大変、
収納率が厳しいものとなっているわけであります。そういった意味からしますと、本当にこ
の保険税が本当に今のままでいいのかどうかということをやはり検討していく必要があると
思うんですよ。といいますのは、これは平成21年度の市税の概要ということで、八街市が
出しているものであります。この100万円から200万円以下の人というのが、圧倒的に
7割、8割、経済の状況によっては8割ぐらいにまで、200万円以下の所得が低い方が八
街市に住んでいるという現状をもっとつかんで、それに伴って保険料を設定していく必要が
あると思うんですよ。そうしないと、いつまでたっても引き上げ、引き上げでカバーをして
いると、引き上げのたびに収納率が低下していくと、こういう現実があるわけなんですよ。
やはりその辺はしっかりと担当課としても、原因が収納率の低下にあるというふうに認識を
されているのであれば、そういうことも検討していかなきゃならないと思いますけれども、
まず、その辺についてはどうでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。右山議員さんのおっしゃる内容につきましては、私どもの方も今現
状が起きる以前からの収納状況等を見まして、毎年、滞納繰越分へ回ってしまう額が増えて
いるという状況は把握しながら、その保険税をどういうふうに改善していったらいいかとい
うことで、いろいろと各階層ごとにシミュレーションしまして、検討を進めているところで
ございますが、非常に今、私どもで認識している中では、低所得者であるという層につつま
しては、当然のごとく国で定めました軽減措置というものがございます。これに合致させま
して、当然、保険税の課税をしているところでございますが、やはり八街だけに現在、起き
ている状況ではないというふうに考えております。日本全国を見ましても、200万円以下
の所得が70パーセント台というののもかなりあるところでございまして、それにおきま
しても八街よりも収納率がいいという状況は実際問題としてあるという中で、ほかに対策を講じ
なければいけないことがあるんじゃないかということで、いろいろと検討は進めているとこ
ろでございます。

その中で保険税率をどうしていくか。今、おっしゃられますように、この状況が起きてい
る中で、今後、税率を上げることが、私どもとしても非常に厳しい状況でございます
から、それをなくして変えられる方法ということで、現在、鋭意努力して検討を進めている

ところでございます。

○右山正美君

私は、全国的にも滞納者というのは増えているわけですが、それは、そういった不況が長引いている実態もあります。しかし、当の八街市をじゃあ一体どうしていくのかという観点から見れば、そういうことも視野に入れてやはりやっていく必要がありますし、まして予防医療という体制、高齢者が少し運動する、外に出て運動する、散歩をする、歩く。そういったことも、やはり念頭に置いてやって全体的な問題を考えていかない限りは、この医療が伸びていくということは抑えられないと思いますよ。ですから、総合的にやはり考えていく必要があるだろうというふうに考えるんですよ。ですから、その辺も含めて、ちゃんと検討をしていただきたい。同時に特定財源、収入の減ということで、国庫支出金が削減される。療養給付金負担が2億円の減となってしまった。まさしく国は責任を放棄しているんですよ。やはり国にちゃんとして、もとの負担をしてもらう、こういったことも大変重要な問題であります。市独自で、この国保運営をもうやっていけると言えるような状況では、はっきり言ってないと思うんですよ。これだけ収納率が低下していけばね。ましてペナルティまでとってしまう。こんな、ばかなことを国は平気で机上の空論でやっているわけですから。ですから、そういった国に対してちゃんと負担率をもとに戻していく。負担をだんだん切り下げていった、その分が市町村にかかってきて、大変な状況に全国的になってきているわけですから。その辺もしっかりと要求していく、要望していくことが必要ではないかというふうに思います。

+

今後の対応策として、ジェネリック、これは当然のこと、病院の薬局なんかでもジェネリックというふうにずっと言われていますし、また、医療費の適正化、被保険者資格の適正化、これはちょっと私は意味わかりませんが、やはり徴収を強化するなんていうのもありますけれども、今こういう生活実態の中では、幾ら徴収強化をしても私は成果は上がらないと思います。やはり払える国保税にして、安心して医療が受けられるような、そういった体制に私はすべきじゃないかなというふうに思います。以上で終わります。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、お伺いいたします。

これは、まず議長にお伺いいたします。これ、質問じゃないですよ。これだけ重要な内容なわけで、質問回数というのは制限しませんよね。

○議長（北村新司君）

しません。

○丸山わき子君

しませんね。それでは、まず、第1点、市長にお伺いいたします。

この状況というのは、まさに国保の危機、崩壊状況だというふうに思うわけですが、この

間のこの国保運営に当たって、市長の責任があらうかと思いますが、市長はこの状況をどのように把握し、これからどんなふうにしようとしているのか。その辺についてお伺いいたします。

○市長（長谷川健一君）

私は、国保の運営につきましては、やはりこれは今の法律の中では、やはり市町村分と国分の負担があるわけで、また、受益者負担もありますから、できる限り、これはもう医療ですから。この予算が仮に税収が落ちて財源がなくなれば、これはほかの予算、ほかの予算といっても削れば事業予算しかありませんから、それを削って国保に繰り入れざるを得ないと思います。そういう中で、やはりこれは納税者の意識の高揚を図らなければならないと同時に、また、市でやるべきことは、八街市では、ほとんどやっていると私は思っています。それと、健康安全都市宣言の中でも健康は自ら守りましょうということを掲げてありますので、健康管理については、自分でできる健康管理は自分でやってくださいと。しかしながら自分でできないことについては、やはり私どもがやるしかないというような姿勢で今までずっと取り組んできました。議員の皆さん方にもいろんなことで指摘をされましたけれども、私はそれをずっと今まで答弁したとおりの考え方で運営をしてまいりました。しかし、私は最近ではなく、前から国保については、これは国がやはり運営をしていただかないと、各市町村では、これは最終的にはできなくなるんじゃないかという、こんな疑念も持っております。

そんなようなことで、私は一首長ですから、そんなことを言ってもできませんけれども、実現できませんけれども、でも、やはりこれは国の政治の中で、もうはっきりと消費税を上げて基礎年金と国保は国で賄うと、そのくらいの抜本的な改革をしないと、これは年金もだめになる、国保もだめになると、私はだめになると思っております、このままで行った場合には、最終的には。ですから、やはりここで、まだできるときに、そのような政策を掲げて取り組んでいただかないと、日本が全体に沈没しちゃうんじゃないかと、こんな私は危惧をしております。

ですから、これはできる限り制度が変わらない限りは、このような方法でやらざるを得ませんので、できる限り市民の皆さん方のご協力を得ながら、また、努力していただきながら運営していかざるを得ないんじゃないかと思います。以上です。

○丸山わき子君

今、市長が国の責任にということでは言われているわけですが、しかしながら、この間の国保運営に限っては、市としての努力も必要であったというふうに思うわけですね。平成16年度に国保税を大幅に引き上げました。このことによって、今まででさえも脆弱な国保運営がさらに厳しい状況になったということは明らかだと思うんです。16年度の国保税の引き上げによって、市からの一般会計からの繰り入れをなくしていくと。そういう方向付けで引き上げをしたと思うんですけれども、このことによって国保運営は一気に悪化しているわけですね。以後、一般会計からの繰り入れを徐々になくし、昨年からはなくしてしまったと。そういう自助努力がなされない中で、やはり市民の意識の高揚だとか、自分の健康は自分で

守れとか、それは大変、私は無責任な一面では国保運営をされたんじゃないかなというふうに思うわけです。そういった点では、たしか、これから全国的に国保運営が悪化して広域化という方向が検討されているようですけれども、しかしながら、この間の八街市の国保運営は余りにも市民を投げ捨てた、かなぐり捨てた運営ではなかったかと。その結果が今回のような状況を生み出しているんじゃないかというふうに思うわけであります。

それと、今回、調整交付金はほぼ予算額どおりの交付となったと、この説明にありますけれども、国の方は収納率低下によるペナルティ、これを課してきているわけですが、この21年度におきましては、どのような影響があったのか。その辺についてどうでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

お答えいたします。調整交付金につきましてのペナルティの関係につきましては、昨年度まで20パーセントを課せられておったところでございますが、その後の収納率のアップ状況等を加味いたしまして、本市につきましては15パーセントに、5パーセント緩和されているということと、また、前年度分の20パーセント削減があった分の半分が戻ってきているという状況でございます。

○丸山わき子君

国保運営の悪化をさせているのは、やはり国の方の確かに、その若干緩和されているけれどもペナルティを課してきたと、こういう国のやり方が八街市の国保運営をさらに悪化させたと、そういう原因であろうというふうに思います。そういう点では、今後の対策の中で国に対してきちんとかういふペナルティは一切やるべきではないと、こういうことを要求する必要があるかと思えます。

それと、あとは先ほども右山議員から出ておりましたけれども、医療費に対する国庫補助が当初より半分に削減されているわけですね。こういうことが本当に市町村の国保が運営できない大きな原因であると、元凶であるというふうに思うわけですが、そういう点では今後の対応策の中できちんとか国に対して、この国庫補助率を元に戻せと、こういう要求をすべきではないかなというふうに思います。ぜひ、そういう点で厳しく要求をしていただきたいというふうに思います。

それと、この今後の対応策の中で、徴収率も徴収額も低下した。その原因は経済悪化のもとで低下したんだというふうに分析をしているわけですが、この対応策の中では引き続き徴収対策を強化すると。これは対策にはならないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○国保年金課長（石毛 勝君）

現在の段階におきまして、納税課を中心に滞納整理を含めました徴収を行っておるわけですが、この数年、もちろん副市長を中心としました収納対策本部、徴収対策本部を数回開きながら今後の対応策を常に練っております。その中で4月から5月にかけても集中の滞納整理、概ね200人以上のスタッフを要しまして、滞納整理を行ったということで、これにおきまして、かなり4月、5月の収納部分も増えてございます。そういったものを加

味しながら、やはり年間を通じて目標を立ててございます。個々におきましては、何とか80パーセントに収納率をまず上げるんだという目標で、みんな協力して体制を整えているところでございます。そういうことを踏まえまして、今後もすべてのことを納税課の方でも全国的にやっていることは、すべてやっておるわけでございますが、その中でもやはり現在の未納者の状況把握、これがまず第一だというふうに考えております。こういう中で国保につきましても、居所不明の調査ですとか、また、納税が数年にわたってないというところにつきましても、やはりご本人と会ってお話をさせていただく。現状をまず把握するというところをその収納率の強化という中に含めまして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

滞納世帯の約6割か7割は200万円以下の世帯だというわけで、高過ぎる国保税に対して払い切れない。もう悲鳴が上がり続けている。それを無視し続けているというのが今の市政であるというふうに思うわけなんです。適正な財源確保に努めるということを言っているわけですが、これはやはり税の見直し、国保税の見直しをし、それから一般会計からの繰り入れをし、当面の対応策をしていくべきであるというふうに思います。そういう意味では、今後の対応策のところでは、もっと住民の立場に立った対応策をすべきであるということを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

今、右山議員、丸山議員が私の言いたいことの大半は言ってくれたわけですがけれども、まず、私は市長に、この国保は社会保障なんだと。国保税を払えない方々にもちゃんと社会保障として医療を給付しなきゃいけない。私はここに市長の一番不足している点があると思うんです。受益者負担ではなくて、払えない方々にも、きちんと社会が保障していく。このことについて、私はもっと命と暮らしと健康を守っていくという市長の意識をもっと高めていただきたいと思うんですが、この点についてどうでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

私は、自分なりに市政運営の中で、やはり医療については皆さん以上に真剣に考えているつもりです。それで、この医療制度は国の制度で作ってあるわけで、基本的には国の法律によって市町村は運営をして、それに上乗せをできる財源があれば上乗せをしていくというようにございまして、まず、一番大事なのは、市民、要するに国民健康保険の加入者の私は意識の高揚だと思います。これは、金がないから払わないとか、所得が減ったから払えないとか、こんなことがまかり通れば、この制度は即崩壊いたします。みんなやはり、これは相互扶助の制度でございますので、私は医者にかからないから、おれは医者にかからないから払わないんだと。払うときになったら窓口で相談して短期保険証をもらえばいいんだと。こんな意識になっちゃったら、これは必ず崩壊いたします。もう、今それが年々増えて

いるような感じがいたします。ですから、先ほど丸山議員に答弁したように、もうこの制度については、この辺で消費税を上げて、消費税で全部医療費は賄うと。皆さんから保険税はとらないと。そんな制度でも作らないと、このままでいったら、これはもう絶対私はつぶれるといっても過言じゃないと思います。これは、若い人がなおさら、そういう意識はありませんから。それで、また今、京増議員さんみたいに、それは市でやるべきだとか、払えない人は払わなくていいとか、もっと税の免除をしろとか、こんなふうにやっていたら、だんだん払う人もなくなります。

ですから、私は何度も申しますが、やはり今日本の税ほどよくできている税法は、私はないと思っております。と申しますのは、上から「あんた、幾ら払いなさい」ではありませんから。保険税についても、皆さんの所得の申告によって、このくらいは負担はできますから払ってくださいと、こんなことですから。ですから、払えない人は使っちゃえば払えませんよ。払う意識がない人は払えませんよ。しかし、それを今滞納整理とか、いろんなところで職員も一生懸命になって努力をして、何とかして国保だけは制度がなくなると大変だから継続していこうというふうに努力をしているわけですから。ですから、これは皆さんはそうじゃないと言うか、わかりませんが、私は市民の国保加入者の意識の高揚が大事だと思います。本当にもし私が良心的であれば、国保税を払わないでいて、今度は病気になったからと窓口に来られませんか、良心的であれば。それが何年も払わないでいて、病気になりますと窓口に来るわけですから。それと、半分でも払ってくればいいんですよ。払わない人はずっと払わないですから。ずっと払わないんですよ、払わない人は。ですから、私はこの制度については、国が制度を変えないときは、やはりあくまでも受益者負担ですから受益者負担をご協力いただいて、運営して、やむを得ないときは、どうしても保険税がなくなったときには、どこを切り詰めたって命ですから、そこへ市の財源を投入せざるを得ませんから。それはもう皆さんに、どんなふうに言われても命が大事ですから、それは投入する。私はいつもそんなふうに思っていますから。ですから、これについては、ただ安易にここで美辞麗句を語るだけでは、この問題は解決を私はできないと思っていますので、皆さん方にもひとつご協力をお願いいたします。

○京増藤江君

美辞麗句どころか、本当に市民の命をどうやって守ろうかという真剣な態度が今の答弁に本当に見えない。そして、国保を社会保障としてきちんと捉える。そういう気持ちもない。本当に冷たい答弁だと思いますよ。まして、税を払っていこう、国保税を払っていこうという、その意識が低下している。若い人はますますそうだなみたいなことをおっしゃいましたけれども、本当に失礼ですね。私、若い方とも話をしていますけれども、本当にまじめに考えていらっしゃいますよ。市長がおっしゃるように、福祉をよくするなら消費税が必要なのかなと本気で思っています。市長は消費税を上げて、この問題を解決するとおっしゃるけれども、消費税を上げて所得の低い人はどうなるんですか。まして、この20年の間に取られた消費税、200兆円以上も取られました。だけれど、福祉のためにはほとんど使われ

+

ていないわけです。国保税も先ほど右山議員も質問の中で言いましたけれども、毎年削ってきているわけですよ。以前の半分しか国民健康保険の補助を出していないわけですよ。消費税が福祉に使われてきた、使われる。こんな嘘っぱちのそういうことは、私は本当によくないと思いますよ。まして、今だれが消費税増税を要求しているか。国民じゃないですよ。私、八街市民の方とも毎日話をしています。消費税が上がったら困ってしまう、首くくるようだと、このようにおっしゃっているんですよ。市民の命、暮らしを預かる市長が所得が低い方々が大変多い街で、消費税を上げてやってもらいたい。私、こういうことを平気で言う神経では市民の暮らしを守れないと思います。

市民の方は払わないんじゃないんですよ。払いたいんですよ。それで、もう何カ月も仕事がない、こうおっしゃっているんです。それで、市長も上乘せするお金があればとおっしゃったんですけども、だからこそ八街市では、北口にあれだけのお金をかける。そういうかけるべきじゃなかったわけです。市民の方、そうおっしゃっていますよ。それならば、市民の暮らしを守るために使ってもらいたい、このようにおっしゃっているんです。そうやって仕事おこしをしたり、例えば住宅リフォーム助成制度を作って仕事おこしをしていく。そういう方向もない中で、ただ、払え、払えといっても払えないんです。ですから、この問題を解決するためには、当面、もちろん国の責任、そして市の責任としては、一般会計からの繰り入れをしていく。そうやって国保税を下げていく必要があると思います。それで、良心的な方は、そんな払えない場合には、ここに保険証をもらいに来れないはずだみたいなこともおっしゃいました。本当に来れないんですよ。払っていないから保険証をもらいに来れない。悩みに悩んで、それで救急車で運ばれたり、切羽詰まらなければ相談に来ないわけですよ。良心的だからこそ来ないんです。本当に市民の皆さんの気持ちを逆なでするような、ここに相談に来れないようなことを、今、市長は答弁されたんですよ。市民の皆さんが今お金がないんだけど、やはり払いたいから相談に来たい。こういうふうに持っていくのが市長の責任だと思いますよ。そういうふうにしていきたいんですけども、市長どうでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

私は、ずっとこういうふうに皆さんに言ってきております。これはやはり、そのための特別会計ですから、特別会計は特別会計で運営すべきでありますから、そういうふうにずっと言っております。それと、そんなに、これは国の制度ですから。国の制度が変わらない限りは、これは市はどうしても制度に従いますから。法治国家ですからやっていきますから。最終的に、このまま滞納者が増えて、それでまた医療費も新しい医療給付が開発されて、新しい医療技術が進歩していきますと、医療費も上がりますから。今、医療費の伸び率もすごいですから。それで、また今度、医療費が政権がかわりまして上がっていますから。

ですから、もっと私は国保については大変な時期が来ると思います。そういうことから、基本的には、私がここで一般会計から繰り入れとか、そんなことではなくて、基本的には加入者がみんな運営していこうというような、こういう気構えにならないと、国保は私

はだめになっちゃうと思っております。ですから、そうならないように大変でしょうけれども、税収も上げていただきたい、もっと個々の意識改革もしていただきたいというふうに思って、今運営しております。ですから、決して、今、京増議員が言ったような、そんなことで、私は言っているわけではありません。以上です。

○京増藤江君

そういう気持ちで言っているわけじゃないとおっしゃるんですけども、実際に本当に市民の皆さん、保険証がない方々、また、払いたくても払えなくて本当に苦しんでおられる方々、やはりここに相談に来れるようにするためには、また、市長の本当の払わないのが悪いんだと、そういうような気持ちは、まず一掃していただいて、本当に相談に来てもらいたい。そして仕事おこしのことも一生懸命やりますよとか、そういう姿勢をぜひ私は市民の方にアピールしていただきたいと思うんですよ。ただ、払えと言ったって、お金がないわけですからね。だから、総合的にいかにして市民の暮らしを守るかというところで、ぜひ、この国保の問題は解決をしていくべきではないかと思って、私の質問を終わります。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

今、市長の答弁を聞いていて、僕も本当に怒り心頭でございますけれども、先ほど国保年金課長の方から今の経済状況、こういう社会状況、全国的にもそういう流れに今あると、そういう話がありました。確かにそういう状況にはあるんですけども、市長、数字が八街は物語っていると思うんですよ。国保収納率、もう何年ですか。日本に一般地方自治体、約700近くありますけれども、この中で全国ワースト1、もう何年続いていますか。今、これ市長に大変申し訳ない話なんですけど、昨日、あるところで、市長の同級生という方に偶然お会いしました。私は名前はわからないんですけども、向こうの方は私の顔を覚えていてくださって、「あんた、議員さんだよな」と。「私は長谷川市長の同級生だから、あまり言いたくはない。しかし、本当に住みにくい街になったよね。できれば佐倉市に引っ越したい」と。八街で生まれて八街で育って、八街に愛着心を持っている方ですよ。こういう方が、もう八街を出ていきたいと。

これは、一般質問でもやらせてもらいますけれども、ある人は「国保を抜けました」と、こう言われました。僕もちょっとピンとこないもので、どういうことですかと聞きましたら、その人は仕事柄、他の共済組合に加入できる資格をお持ちです。ですから、国保を抜けて某共済組合に入りましたと。また、水道もやめたいんだと、水道もやめると、こう言っていました。この方は、昔から住んでいますから自分の家に自家の水道があります。ですから、市の水道はやめて、やめると、いわゆる下水道料金が安くなりますよね。

○議長（北村新司君）

桜田議員に申し上げます。

議案に対する質疑をお願いいたします。

○桜田秀雄君

そういうことで、市長の先ほどの答弁は確かに社会の状況の流れはありますけれども、その今の現状、この数字、データ、これについてどのようにお考えですか。

○市長（長谷川健一君）

1点から答弁いたします。私は、今、自由社会ですから、これはもう本人が選ぶわけですから。八街が嫌になって佐倉に行く人は佐倉に行く人でいいでしょう。私が止めるわけにはいきませんから。それと、水道に加入していて水道を抜ける人に、市から「あんた、水道に入っていないさい」とは言えませんから、これは本人の判断ですから、それはそれでいいでしょう。それと、いろいろ言いましたけれども、そういうことを議員さんが質問されて、私にそれを言うということは、私はいかに議員の議員らしさ、議員が市の行政の認識をしていないんじゃないかと、私は認識しております。これが、私の一存で「おまえ、いろ」とか何とかならいいですよ、幾らいい街だって出ていく人はいるんですよ。東京都にいたって八街に来る人もいますよ。市川市だって、船橋市だって、千葉市からも八街に来る人はいるんですよ。また、八街からそっちに行く人もいますよ。だから、これを止めるということは、これは私の力とか、職員でもだれでも止められるのは、「あんた、行かない方がいいですよ」というのは、今、相談された桜田議員しかございません。それと、今、水道をやめるについても、水道に入らないさいというのは、相談された、水道に入った方がいいですよというのは、水道を引けという方ですから、そうやった方が私はいいと思います。

ですから、ただ、言われたからどうのこうの言うのではなくて、議員さんも自らやはりそんな人の声を聞いたら、保険税も払ってくださいよと、保険税を払うことによって国保はこういうふうに運営していきますよと。水道を払うことによって、また、八街がもっと水道を拡張できますよと。また、八街が嫌で佐倉へ出ていく。いや、佐倉へ出ていったって、佐倉だっていいところもあるし、悪いところもありますよと。八街だって、もっといいところありますよと。こういうやはり説明をしてくれるのが、私は議員さんじゃないかと思うんですよ。ですから、私はそういうことを言われたから私に反省しろと言ったって、私は別に反省とか、そんな問題じゃなく、私ははっきり言いますけれども、私のやり方が悪かったら、私は選挙出ますから。私に賛同しなければいいんですよ。ですから、私はそういうことを言われたからといって、365日、毎日いい市を作ろうと。そして、また水道行政ももっと広げて水道経営をうまく皆さんに負担をかけないでやろうとか、住みよい街づくりをしようとかと毎日掲げていますから。ですから、私に直接言われれば、私はちゃんとその人に、今言ったように話はします。以上です。

○桜田秀雄君

市長、確かに今市長が言われたとおりの部分もございます。しかし、昨年度、県が調査をした県民の意識調査。また、八街市が5年置きに行っています住民の意識調査ありますよね。県の平均では、確かにどこに、東京にいても逆に自然豊かな八街に引っ越したい、こういう人もいますよ。逆な立場の人もいますよ。しかし、数字の上で県平均では5パーセントです

よ、他の街に移りたいと。八街は34.6パーセントじゃないですか。この中の主な要因は国保問題に起因していることは、今、皆さんから意見がありましたけれども、そのとおりだと私は思うんですよ。本当に国保の問題で八街は住みにくくなった、暮らしにくくなったと、こういう声は議員さんもみんな聞いているんじゃないですか。だからこそ、マスコミで報道されている、いわゆる八街はワースト1であると。これが3年も4年も続いている現状について市長はどう考えているか。そうお伺いしたんです。

○市長（長谷川健一君）

ワースト1ですから、ですから、これはもう納税については極力みんなで本腰で収納率を上げなきゃだめだと。これはもう後ろから1番だから、ワースト1だからと、ワースト1をもっと上に上げなきゃだめだと。それと、私は常に皆さんすぐ八街市をそんなに批判してはだめなんですよ、議員ですから。八街市が悪いところだとか、八街市には悪い人しか、所得の低い人しか住んでいないだとか、こんなイメージを作ることが一番悪いんですよ。私は聞かれたって八街はいいところだって言いますよ。それは、悪いところもあるけれども、いいところだって言いますよ。そういうことによって、市民の意欲も高まるんですよ。それを議員自らが八街は悪いところだ、悪いところだと言って思っていたら、これは八街市はよくなりません。ですから、それはワースト1をいかにして解消しようかというふうに努力をしていますから、皆さんに指摘をされますけれども、いろんな収納方法を検討して、厳しいと言われても、それは厳しくたって、ない者から取れませんから。ある者は差し押さえまでして取るようにやっているんでしょ。そういうことをやっているんですから、今言っている桜田議員さんだって、本当に真から八街市の税率を何とかしなきゃしょうがないと思ったら、そんな話を聞かれたときには、「いや、あんたら払ってくださいよ」と、このくらいの姿勢がないと、私はこれは八街は何だと言われると思いますよ。

ですから、私はもう一貫して職員は確かに滞納整理は、私は嫌だと思えますよ。しかし、それは副市長を先頭にいろいろ収納率アップに努力して。そういう努力している中で、今度皆さんは、それを減額するとか、免除するとか、こんな話になりますけれども、私はそれは免除すべきものはすべきもので、ちゃんと要綱を作っていますから。その範囲の人は免除しますよ。要するにできますから。しかしながら、そうじゃない方は、これはもうどんなことをしたって収納しなくちゃいけないというふうに努力をしています。ですから、ただ、言うだけじゃなくて、私が言ったことに對してもさっき言いましたが、言うことじゃなくて、自らひとつやってください。以上です。

○桜田秀雄君

国の制度の問題、いろいろ市長は言われましたけれども、例えば国保の問題で私は医療費の抑制というのが、やはり一番大事であろうと、こういうふうに思っている立場の者です。ですから、一般質問の中でも今回やらせてもらいますけれども、やはり市民の皆さんの健康をいかにして守っていくか。今の制度の中では、それはさっき市長が言われた内容もやむを得ないと思うんですけれども、それでは、こうした状況のもとで、八街の行政としてどうや

+

っていくんだと。市民の健康をどうやって守っていくんだと。これが私は一番大事だと思うんですよ。市長は、自分の健康は自分で守ってくださいと、これは一番安易な考えで、一番簡単なやり方ですよ。行政というものは、そこに肉付けをしていくと、政策を立案していくと、そういう形の中で市民の生活を守っていくんだと。今、市民農園が結構盛んになっています。ある人が声をかけましたら、「定年退職で会社をやめて、やることなく毎日、家でテレビを見ていたら、これは自然に体を壊してしまうよ。そういうことで私は市民農園をやっているんです」と、こういう話がありましたけれども、実にそういう手法も私はあると思うんですよ。それがやはり行政の役割であり、仕事であり、市長の責任であると、私はそのように思うんですね。これは、また、一般質問でやりますので、一応これで終わります。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

議案第9号についての討論を許します。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで議案第9号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

議案第9号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、休会の件を議題とします。

明日6月1日は、議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

明日6月1日は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

○市長（長谷川健一君）

先ほど、並木敏経済環境部長が、ちょっと名簿にありませんで、私が紹介したとおり、私もちょっと気がつかなくて、申し訳ないんですけども、今まで部長クラスの方は異動ですから新部長に、また、新部長クラスになった人だけを紹介というようなことですので、ご理解をお願いします。

教育次長も今までも同じ級ですから。そういうことで、紹介をしなかったという。ただ、並木部長は、私の方のあれで、教育委員会の方ですので、私から言わなくて申し訳なかったんですけども、そういうことでご理解をお願いします。

今、総務部長に今後はやはり部長クラスが異動したときは紹介した方がいいということも申し添えましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（北村新司君）

再度申し上げます。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月2日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。6月8日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は6月3日、午後4時までに通告書を提出するようお願いします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

午前11時15分から全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時12分）

+

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案の上程

議案第1号から議案第11号

提案理由の説明

議案第9号、委員会付託省略、質疑、討論、採決

4. 休会の件

.....

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度八街市一般会計補正予算）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算）

議案第6号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第10号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について